

郡山市中小企業者等海外展示会出展費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の再生可能エネルギー及び医療関連産業並びに食品加工産業等の振興と集積を図るため、国外へ積極的に販路開拓することを目的に、国外で開催される展示会等及び医学学会等の企業展示等に出展する市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 展示会等 国外で開催される再生可能エネルギー分野及び医療福祉分野並びに食品分野に関する展示会、見本市、商談会、物産展をいう。
- (2) 医学学会等 国外で開催される医学学会等をいう。なお、医学学会等への出展は、技術・部品等の販路拡大を目的とするものに限る。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (2) 中小企業者等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、展示会等及び医学学会等への出展に必要な航空運賃、現地交通費及び宿泊費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1件当たり15万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、領収書の写し等支出の内容が確認できる書類及び事業内容書を添付するものとする。

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。